

## 1. 建設業許可に関する一般的事項

Q 1. 建設業許可とは何ですか。

A 1. 軽微な建設工事（Q 3を参照）以外の建設工事を請け負う場合は、建設業の許可が必要になります。

なお、許可の対象は「建設工事の請負」ですので、工事現場に人を派遣する場合（Q 5を参照）や、建設工事とはいえ業務を行っている場合（Q 2を参照）は、許可は不要です。

Q 2. 建設業許可が必要な業務とは、どのようなものですか。

A 2. 建設業法でいう建設業とは、建設工事の完成を請け負う営業を指します。

建設業法上の「建設工事」は土木一式工事や建築一式工事など 28 の業種に分かれています。すべての業種の定義において、建築物や土木工作物を作る又は解体する、あるいは加工・取り付けなどの作業を通じてそれらに機能を付加するなどの要素を含んだものが工事とされています。

宅地建物取引業の営業や物品の販売など建設業と異なる営業や、建設業に近い営業であっても下記の例の業務はこうした要素を含まず、建設工事にはあたりません。

また、経營業務の管理責任者の経営経験や専任技術者の実務の経験として認めることもできませんので注意してください。

### 【建設工事とは認められない（建設業許可を必要としない）場合の例】

- ・ 自社で施工する建売用住宅の建築
- ・ 建設現場への労働者派遣（Q 5を参照）
- ・ 草刈り
- ・ 道路清掃
- ・ 設備や機器の運転管理や保守点検業務
- ・ 測量や調査（土壌試験、ボーリング調査を伴う土壌分析、家屋調査等）
- ・ 建設機械や土砂などの運搬業務
- ・ 船舶や航空機など土地に定着しない工作物の建造
- ・ 建設資材（生コン、ブロック等）の納入
- ・ 工事現場の養生（換気扇にビニールをかぶせる、窓にシートを張るなど。はつり工事はとび・土工工事）
- ・ トラッククレーンやコンクリートポンプ車リース  
（ただし、オペレータ付きリースは工事に該当する）

Q 3. 軽微な建設工事とはどのような工事ですか。

A 3. P1 表 1 に記載のとおり、建築一式工事以外の 27 業種では請負金額が 500 万円未満（消費税込）の工事が、建築一式工事の場合は請負金額が 1500 万円未満（消費税込）又は延べ面積が 150 m<sup>2</sup>未満の木造住宅工事が「軽微な建設工事」です。

【「請負金額」の考え方】

- ・同一の者が工事の完成を 2 つ以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の合計額を請負金額とします。
- ・注文者が材料を提供する場合は、請負契約の代金の額に、その材料の市場価格と運送料を加えた額を請負金額とします。
- ・元請工期が長期間にわたる工事で、長期間の間において複数の下請契約により、工種が異なる工事を請け負った場合でも、それらの合計額を請負金額とします。
- ・単価契約で工事を行った場合は、単価×数量の合計額を請負金額とします。また、小口、断続的な契約であっても、それらの合計額を請負金額とします。たとえ年をまたいだり、工種が異なっていた場合であってもそれらすべての合計額を請負金額とします。

【「150 m<sup>2</sup>未満の木造住宅工事」の考え方】

- ・「住宅」とは  
「住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するもの」（建設業許可事務ガイドライン）
- ・「150 m<sup>2</sup>未満」の考え方  
建築基準法上の延べ面積の定義に準拠し、「建築物の各階の床面積の合計」を指します。（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号）。  
なお、建築基準法に基づく容積率積算では、共同住宅の共用廊下・階段等を延べ面積に不算入とする例外（建築基準法第 52 条 1 項 5 号、同 6 項）がありますが、あくまで容積率積算における例外であって、建築基準法上の延べ面積全般に適用される規定ではありません。  
したがって、建設業法上の軽微な工事に当たるかどうかの判断においても、この容積率積算上の例外は適用しません。

Q 4. 県外で仕事をするためには、大臣許可が必要でしょうか。

A 4. 知事許可と大臣許可は、施工する場所に関わらず、建設業を営む営業所が県内のみか、県外にも置くかによる区分です。したがって、営業所が千葉県内のみの場合は、千葉県知事許可があれば必要な技術者（P67～68 を参照）を配置して県外の現場で施工できます。

Q 5. 工事現場に人を派遣（人工出し）をすることは建設工事として認められますか。

A 5. 建設工事の請負契約とはみなされません。

単に職人を貸すような人工出しは請負ではなく「労働者派遣」に当たります。しかも、建設工事に労働者を派遣することは違法ですので注意してください。

例えば、A 社という建設業者が自社の従業員を発注者 B 社の建設現場に送り込み、B 社の現場監督者の指揮命令のもとに労働力を提供させることは、「労働者派遣」とみなされます。建設工事への労働者派遣は法律で禁止されていて、労働者派遣法又は職業安定法違反として罰則（1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金）が適用されますので注意してください。

なお、1 人工につきいくら、といったいわゆる常備（常用）の契約で工事を請け負うことは、建設工事の請負に当たります。

この場合、現場での指揮命令や裁量権をもって施工していたかどうかは請負に当たるかどうかの主なポイントとなりますが、具体的には、個別に建設・不動産課に御相談ください。

Q 6. 特定建設業の許可が必要な場合はどのような場合ですか。

A 6. 発注者から直接請け負った（元請として請け負った）1 件の建設工事につき、下請業者との下請契約の合計（複数の下請業者と下請契約を締結する場合は、その合計）が 3,000 万円以上（建築一式工事は 4,500 万円以上）となる下請契約を締結して施工する場合は、特定建設業の許可が必要になります。

下請契約の合計が上記未満の建設工事については、発注者と締結する請負契約金額に関わらず、一般建設業の許可を持っていれば施工できます。

また、自社が一次下請やそれ以下の下請業者である場合には、下請に発注する金額にかかわらず一般建設業の許可をもって施工することが可能です。

## 2. 建設工事区分に関する事項

Q 7. 土木一式工事とはどのようなものですか。

A 7. 土木一式工事は、複数の専門工事を組み合わせて土木工作物を作る（解体する）工事や、工事の規模や複雑さなどにより、専門工事では施工できないような工事を指します。

例えば、宅地造成工事は工事内容によって土木一式工事に該当する場合と、とび・土工事に該当する場合に分かれます。

単に盛土や切土、掘削や締め固めのみの場合とはとび・土工事に該当します。しかし、これらに加え、舗装や擁壁、道路や上下水道などの整備を含めて請け負い、総合的にこれらの工事を施工した場合は土木一式工事に該当することになります。

### 【土木一式工事に該当する工事の例】

道路工事、河川工事、砂防工事、海岸工事、港湾工事、橋梁工事、トンネル工事、ダム工事、水路工事、管渠工事、地下工作物工事、鉄道軌道工事、干拓工事

上記の土木工作物の解体工事

Q 8. 建築一式工事とはどのようなものですか。

A 8. 建築一式工事は、複数の専門工事を組み合わせて建築物を作る（解体する）工事で、工事の規模や複雑さなどにより、専門工事では施工できないような工事を指します。

例えば、一般に「リフォーム工事」といわれる工事の多くは専門工事（内装仕上工事など）に区分されます。

建築確認を要する増改築など、大規模なリフォーム工事では、建築一式工事に区分される場合もあります。

### 【建築一式工事に該当する工事の例】

住宅新築工事、建築確認を要する規模の増改築工事、大規模建築物（ビル・ショッピングモール等）の解体工事

※ただし、総合的な企画、指導、調整を必要としない建築物の解体工事はとび・土工事業に該当します。

Q 9. 一式工事の許可を持っていれば、関係する工事は何でも施工できますか。

A 9. できません。

土木・建築一式工事の許可のみを有する建設業者が 500 万円以上の専門工事を請け負うことはできません。個別の専門工事の許可が必要です。

例えば土木工事業許可のみを有する建設業者は、500 万円に満たない軽微な建設工事を除くとび・土工工事や舗装工事などの専門工事を請け負うことはできません。

同様に、建築工事業許可のみを有する建設業者は軽微な建設工事を除く大工工事や内装仕上工事、屋根工事などの専門工事を請け負うことはできませんのでご注意ください。

Q10. 土木や建築の一式工事を請け負い、その一部又は全部の専門工事を下請に施工させず、自社で施工することはできますか。

A10. 一式工事のなかに含まれる専門工事が、500 万円に満たない規模（軽微な建設工事）である場合は可能です。

また、専門工事部分が 500 万円以上となった場合でも、専門技術者を配置すれば自社施工が可能です。専門技術者とは、その工事について主任技術者となることができる資格を持つ者です。主任技術者の資格については P67～68 を参照してください。

なお、専門工事のなかに含まれる附帯工事部分についても、同様に、自社施工する場合は専門技術者の配置が必要です。

Q11. 土木一式工事や建築一式工事を下請で施工することはできますか。

A11. 公共工事については一切できません。

民間工事については、発注者の書面による承諾を受け、元請から一括して工事を請け負った場合には可能です。ただし、民間工事であっても共同住宅の新築工事では禁じられています。

**【考え方】**

土木一式工事、建築一式工事の要素である「総合的な企画、指導、調整」は原則として元請で施工する業者が行うものです。

建設業法上、こうした一括しての下請負は、発注者から書面による承諾を得た場合以外は禁じられています。また公共工事に関する一括下請負、および民間工事であっても共同住宅の新築に関する工事（平成 20 年 11 月 28 日以降に請け負うもの）に関する一括下請負については全面的に禁じられています。

Q12. 手引きに例示のない専門工事のため、どの建設工事にあたるのかわかりません。	
A12. 建設・不動産業課にご相談ください。 主なものをあげると次のとおりです。	
工事の内容	業種
リフォーム工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>増築や改築を伴う工事は建築一式工事（原則元請）</li> <li>内壁の設置や撤去、床・天井・壁紙の張り替え等がメインであれば内装工事</li> <li>その他の専門工事が主であればその専門工事（大工工事、屋根工事、管工事など）</li> </ul>
ソーラーパネル設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>温水器利用目的の場合は管工事</li> <li>発電目的の場合は電気工事</li> </ul>
電気使用量モニタリング機器取付工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気使用量を計測しその情報を表示・記録する機器を配線に設置する場合は電気工事</li> <li>計測した電気使用量の情報を送信し遠隔地等で表示・記録する機器を設置する場合は電気通信工事</li> </ul>
サイディング取付工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコタイル、窯業系サイディングの場合はタイル・れんが・ブロック工事</li> <li>金属系サイディングの場合は板金工事</li> </ul>
スプリンクラー設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>スプリンクラー全体の設置を請け負った場合は消防施設工事</li> <li>管路のみを請け負った場合は管工事</li> </ul>
工事現場の土砂の撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂を運搬するのみであれば工事ではない。</li> <li>撤去後、土砂のあった場所を造成のために地ならしする作業を請け負っている場合はとび・土工工事</li> </ul>
墓石工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模な墓の築造は石工事</li> <li>大掛かりなものはとび・土工工事</li> </ul>
アスベスト撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造躯体の撤去等まで及ぶものは建築一式工事</li> <li>吹き付けアスベストの撤去で、除去剤や飛散防止剤を塗布する工事であれば塗装工事</li> <li>※アスベスト撤去工事でも、このほかとび・土工工事、左官工事などに該当する場合もあるので、建設・不動産業課にご相談ください。</li> </ul>

### 3. 許可申請の手続きに関する事項

Q13. 同時に2種類の業種で許可を申請すると、手数料も2倍の10万円かかりますか。
A13. 手数料の金額は、業種の数ではなく、追加しようとする建設業が一般と特定の両方か、それともいずれか一方かということで変わります。 2業種とも一般または特定であれば5万円、一方が一般、一方が特定であれば10万円になります。 ※業種追加、般・特新規、およびこれらと同時に更新を申請する場合（申請区分3、4、6～9）は、手数料の計算を間違えやすいので、事前によく確認してください。

Q14. 更新の許可申請を忘れていて、有効期間が満了してしまいました。  
今からでも更新の申請はできますか。

A14. 有効期間を1日でも過ぎてしまった場合は、更新の許可申請をすることはできません。  
許可が必要な場合は、あらためて新規で許可を申請してください。  
また、新たに許可を取りなおすことになるため、許可番号も変わってしまいます。

Q15. 更新+業種追加（般・特新規）の許可申請が、許可の有効期間満了の60日前までに間に合わないのですが。

A15. 有効期間満了の60日前まででなければ申請できません。  
60日前までに申請できない場合は、業種追加（般・特新規）の申請書と更新の申請書を別々にして申請していただきます。

Q16. 許可は申請してからどれくらいで受けられますか。

A16. 千葉県知事許可に関する標準処理期間は45日です。  
ただし、申請に対する審査の中で、申請書類等の補正や技術者の在籍状況確認等により45日以上の期間がかかることがあります。

Q17. 建設業許可の通知書を失くしてしまいました。再発行できますか。

A17. 再発行できません。  
代表者や商号に変更があっても、許可通知書はあらためて発行しません。許可があることの証明がほしい場合や、変更を反映した文書が必要な場合には、P70を参照し、許可証明書を請求してください。

#### 4. 身分証明書・登記されていないことの証明書・登記事項証明（商業登記簿）等に関する事項

Q18. 取締役が外国籍のため、身分証明書を取得することができません。

A18. 身分証明書については、外国籍の方は提出不要です。  
なお、住民票については、平成24年7月9日から、外国籍の方も取ることができるようになりましたので、日本国籍の方と同じく、提出していただくこととなります。

Q19. 非常勤取締役が外国に居住しているため、住民票を取得することができません。

A19. 住民票に代えて戸籍抄本を提出してください。

Q19. 更新の許可申請を行うために登記事項証明書（商業登記簿）を取ったところ、取締役の重任登記をしていなかったことに気が付きました。更新は可能ですか。

A19. 原則としてできません。

ただし、許可申請書を提出した後に速やかに重任登記を行い、登記が完了してからその登記事項証明をあらためて提出すれば許可を受けることはできます。

※株式会社の取締役の任期は原則 2 年ですが、平成 18 年の新会社法施行以降、公開会社でない株式会社（委員会設置会社を除く）の取締役の任期は定款で 10 年まで伸長することが可能です。

任期を伸長している場合は、土木事務所の窓口にて最新の定款または議事録の写しを提示し、取締役の任期が経過していないかどうかの確認を受けてください。

## 5. 経營業務の管理責任者及び専任技術者に関する事項

### (1) 経營業務の管理責任者に関する事項

#### ①経営経験に関する事項

Q20. 経營業務の管理責任者の経営経験とは、どのような経験ですか。

A20. 建設業を営む法人の役員、個人の事業主又は支配人、あるいは許可業者における令第 3 条の使用人等、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等について総合的に管理してきた経験をいいます。

なお、ここでの「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。

Q21. 個人事業主として許可を受けた親族のもとで働いていた経験は、経管の経営経験として認められますか。

A21. 法務局で支配人の登記（商法第 22 条）をしていた場合は認定できます。また、確定申告での事業専従者になっていた期間が 7 年以上あれば、「経營業務の補佐経験」として、該当する業種での 5 年間の経営経験として認定することができます。

なお、事業の経営補佐に専従していたものの、確定申告書で事業専従者になっていなかった場合は、源泉徴収票と所得証明書により従業員としての実務経験は認められる可能性があります。経営経験を客観的に証明することができないため、「経營業務の補佐経験」としては認められません。

Q22. 建設業を営む株式会社において非常勤取締役としての経験がありますが、経營業務の管理責任者の経験として認められますか。

A22. 千葉県では認めています。

ただし、経營業務の管理責任者となる場合には、経営経験のほか、当該事業者での常勤性が求められるのでご注意ください。

Q23. 不動産業を営み、建売住宅の建築を自社で施工してきましたが、その経験は経營業務の管理責任者の経験として認められますか。

A23. 認められません。

経營業務の管理責任者の経験とは、建設工事の請負契約を結び、施工に必要な資金の調達や技術者の配置等に従事することを指すものです。

建売住宅の自社施工は不動産業の範囲内であるため、建設業における経營業務の経験とはいえません。

## ②経營業務の管理責任者証明書に関する事項

Q24. 解散や清算終了、吸収合併等によりすでに消滅している法人での経験や、すでに死亡した個人事業主のもとでの経験を証明したいのですが、どのように証明すればよいですか。

A24. 消滅した法人での経験については、元代表取締役が証明してください。

その際には当該法人の閉鎖事項証明書と証明者の印鑑登録証明書を添付し、様式の備考欄に代表者の証明を得られない理由を記載した上で、証明者欄に証明者の住所、当時の商号、元代表取締役〇〇〇〇と記載して実印を押印してください。

また、元代表取締役の死亡により証明を得られない場合は、同様の方法で元取締役による証明も可能です。

死亡した個人事業主の下での経験については、その事業主の相続人が証明してください。

その際には証明者の印鑑登録証明書を添付し、様式の備考欄に本人の証明を得られない理由を記載した上で、証明者欄に証明者の住所、当時の商号又は事業主氏名、相続人〇〇〇〇と記載して実印を押印してください。

Q25. 経營業務の管理責任者証明書に、以前に在籍していた会社の代表取締役や取締役が押印してくれません。どのように証明すればよいですか。

A25. Q24と同様に、法人での経験については、自ら元取締役として証明することが可能です。

Q26. 役員としての経験年数は数十年ありますが、経營業務の管理責任者証明書の「経験年数」欄にはそのすべての期間を記入するのですか。

A26. 確認資料を提出した期間や、建設業許可を受けていた期間など、経験を証明する期間のみを記入すればよいこととしています。

## ③経營業務の管理責任者証明書の経営経験の確認資料に関する事項

Q27. 所得税の確定申告書を紛失してしまった場合はどうすればよいですか。

A27. 紛失した年の市町村の所得証明を取得できるか確認してください。

取得できない場合でも、該当年に施工した相手方の異なる契約書等を2件以上提出できれば、それで可とします。



Q28. 株式会社で役員の重任登記がなされていなかった場合、役員の任期経過後についても経営業務の管理責任者としての経験期間として認めることはできますか。

A28. 原則としてできません。ただし、その期間の役員報酬を法人税の確定申告書などで確認でき、かつ、当該法人が建設業の営業を行っていることが確認できる場合など認められる場合もあるので建設・不動産業課にご相談ください。

Q29. 注文書（見積書、請求書、請書）の入金が確認できる通帳等がなく、発注証明書も発注者がすでに倒産してしまっている場合はどうすればいいですか。

A29. 発注者が倒産していることが確認できる場合（閉鎖登記事項証明書で確認できる場合など）は、当時の取締役の証明で認めることができます（閉鎖登記簿謄本、証明者の印鑑証明を添付すること）。

Q30. 複数の工事について一括して入金があり、一見したところ証明しようとする工事の入金かどうか判明しない場合には、どうすればいいですか。

A30. その入金の内訳について確認でき、証明しようとする工事の金額がその内数であることが分かる場合には、入金が確認できたものとしします。

Q31. 個人の事業主の経営経験の確認資料である所得税の確定申告書に税務署の受付印がありませんが、どうすればいいですか。

A31. 市町村や青色申告会の受付印でも可としています。電子申告についてはQ41 参照してください。

上記に該当しない場合には、所得税の確定申告書の写しに加え、

①所得証明書 ②所得税の振込済通知書等 ③所得税の納税証明書のいずれかの添付が必要です。

## （２）専任技術者に関する事項

### ①専任技術者の資格に関する事項

Q32. 民間資格は専任技術者の資格として認められますか。

A32. P101～104 に記載されている資格のみ認められます。このうち、民間資格は資格コード 61～63 のみです。

Q33. 建設業許可申請の手引の有資格コードの一覧に記載されている資格であれば、実務経験は不要ということですか。

A33. 一般建設業における一部の資格については、資格と実務経験の両方が求められています（2級技能士、第2種電気工事士など）。

また、P101～104 の有資格コードが「5」又は「8」の資格については、資格又は実務経験証明書に加えて指導監督的実務経験証明書が必要です。

Q34. 職業能力開発促進法に定める技能検定である鋼橋塗装技能検定の1級、2級の合格者は、専任技術者の有資格者として認められますか。

A34. 認められます。

有資格コード88の「塗装・木工塗装・木工塗装工」のうちの「塗装」に該当します。

## ②専任技術者の実務経験証明書に関する事項

Q35. 解散や清算終了、吸収合併等によりすでに消滅している法人での経験や、すでに死亡した個人事業主のもとの経験を証明したいのですが、どのように証明すればよいですか。

A35. 実務経験を証明する期間の常勤性を確認できる書類を添付した上で、Q24と同様の方法で証明してください。

Q36. 実務経験は、直近の連続した10年間の経験が必要なのでしょうか。

A36. 直近ではなく、過去の経験でもかまいません。

また、連続した10年の経験ではなく、実務経験の期間が不連続であっても、合計10年間あれば要件を満たしたものとします。

(例：平成元年～5年、平成10年～14年で合計10年間の経験を証明すれば認められる)

なお、特定建設業許可で指導監督的実務経験が必要な場合は、契約書等に記載された工期の期間しか認められません。

Q37. 専門学校でP105にある所定学科を卒業しましたが、専任技術者になるための実務経験は3年で足りませんか。

A37. 卒業後3年の実務経験で専任技術者の資格を得ることができるのは、学校教育法に定める大学・高等専門学校（および旧制の学校でそれらの前身のもの）に限られます。

専門学校（中央工学校など）や職業訓練学校は、これらにあたらなため、実務経験で専任技術者の資格を満たす場合には10年の経験が必要になります。

Q38. 指導監督的実務経験証明書については、1年に1件の確認資料（契約書等）の提出で1年間の経験が認められますか。

A38. P29に記載のとおり、契約書等に記載された工期の期間しか認められません。

Q39. 以前に実務経験証明書を提出し、専任技術者として登録していました。その後、同じ業種で他社の専任技術者になるときは確認資料を省略してもいいですか。

A39. 原則としてあらためて確認資料を提出していただきます。ただし、

(1) 以前に取得していた許可が千葉県知事許可の場合

a. 許可申請の際に実務経験が認定されていた場合は、その当時に提出していた許可申請書、専任技術者証明書、実務経験証明書の写し

b. 専任技術者の追加の際に実務経験が認定されていた場合は、その当時に提出していた専任技術者証明書、実務経験証明書の写し

が提出されれば、契約書等の確認資料は省略できることとしています。

(2) 以前に取得していた許可が千葉県知事許可以外の場合

ただちに実務経験を認定することはできませんので、建設・不動産業課にご相談ください。

### (3) 経營業務の管理責任者及び専任技術者の常勤性に関する事項

#### ①常勤性の一般的事項

<p>Q40. 経營業務の管理責任者（専任技術者）が他の会社の代表取締役を兼ねている場合には常勤性（専任性）が認められますか。</p>
<p>A40.</p> <p>(1) 他の会社が現在も事業を継続中の場合 他の会社において複数の代表取締役があり、その会社に非常勤であることが証明できる場合（他の代表取締役による非常勤証明書とその会社の登記事項証明書）には、申請会社での常勤性が確認できれば経營業務の管理責任者（専任技術者）に就任できることとしています。 非常勤であることが証明できない場合（代表取締役が一人の場合など）は申請会社での常勤性を認めることはできません。</p> <p>(2) 他の会社が倒産し、破産宣告を受けている場合 破産宣告の決定があった時点で事実上代表取締役を含む取締役の権限は消滅したと考え、申請会社での常勤性が確認できれば、経營業務の管理責任者（専任技術者）に就任できることとしています（登記事項証明書等で破産宣告の事実を確認できた場合）。</p> <p>(3) 他の会社が休業中の場合 申請会社での常勤性の確認資料のほか、以下の証明資料が提出された場合には、申請会社での経營業務の管理責任者（専任技術者）に就任できることとしています。</p> <p>①他社の直近の履歴事項全部証明書 ②税務官署（税務署、県税事務所、市町村）に提出した廃業届、法人の設立等報告書、休業届等の写し ③他社の現況について説明する申立書 ④下記について了解し、違背しない旨を記載した誓約書</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請会社の許可取得後、他社の常勤の取締役として事業を再開し、引き続き申請会社で経營業務の管理責任者（専任技術者）として従事する場合には、申請会社の許可が取消処分となること。</li><li>・また、他社の清算を行う場合で、清算人に就任し、引き続き申請会社で経營業務の管理責任者（専任技術者）として従事する場合には、申請会社の許可が取消処分となること。</li></ul>

#### ②法人税の確定申告書・役員報酬欄に関する取扱い

<p>Q41. 国税電子申告・納税システム（e-Tax）で申告したため、税務署の受付印のある法人税の確定申告書がない場合はどうすればいいですか。</p>
<p>A41. e-Tax を利用して申告を行うと、電子データ送信後、システム内のメッセージボックスに受信通知（送付データ受付のメッセージ：提出先、利用者識別番号、受付日時、税目等が確認できるもの）が届くので、これを確定申告書に添付してください。</p>

<p>Q42. 取締役の報酬が200万円未満ですが、常勤性を認めてもらうことはできますか。</p>
<p>A42. 200万円未満の場合には、所得証明により、他に給与所得や営業所得がない場合には、常勤性を認めることとしています。 なお、他に所得があっても、年金所得、農業所得、不動産所得等に関しては、特段の事情がない限り常勤性を阻害しないものと考えています。</p>

### ③保険証等について

Q43. 保険証に会社名が記載されていない場合、他の確認資料を提出する必要がありますか。

A43. 被保険者証に記載された会社名と対象者の氏名、生年月日によって常勤性を確認しており、会社名が書かれていない場合は他の確認資料が必要です。

また、健康保険の被保険者証であっても会社名が記載されていない場合は健康保険被保険者資格取得届の写しなど、他の確認資料が必要です。

## 6. 健康保険等の加入状況に関する事項

### (1) 健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）の記載要領

#### ①営業所の名称欄について

Q44. 営業所の名称欄の記載方法について

A44. 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二（営業所一覧）に記載した順に記載してください。（建設業の営業を行わない支店等は不要。）

#### ②従業員数について

Q45. 従業員数について

A45. 法人にあつてはその役員（非常勤役員含む）、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載してください。

そのため、建設業に従事している使用人数を記載する様式第四号の使用人数と異なる場合があります。

また、従業員数には、非常勤役員（他社の健康保険加入を含む）やパート従業員等も含め記載してください。

非常勤役員やパート従業員等について、保険加入が必要かどうかは、年金事務所及びハローワークにお問い合わせください。

#### 参 考

##### (1) 短時間労働者等について

###### ①健康保険、厚生年金の場合

所定労働時間及び所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事する就労者と比べて概ね4分の3以上の場合、加入の対象となります。

※下記のいずれかに該当する者は除く。

ア：臨時に日々雇用される人で1ヶ月を超えない人

イ：臨時に2ヶ月以内の期間を定めて使用され、その期間を超えない人

ウ：季節的業務に4ヶ月を超えない期間使用される予定の人

エ：臨時的事業の事業所に6ヶ月を超えない期間使用される予定の人

###### ②雇用保険の場合

雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、以下のいずれかにも該当する場合には、原則として被保険者となります。

○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

○ 31日以上雇用見込みがあること

③保険加入の有無及び事業所整理記号等について

Q46. 健康保険の適用事業所及び様式第20号の3の記載方法について

A46. 法人または個人事業所で常時5人以上の従業員を使用する事業所については、健康保険の適用事業所となり加入が必要となります。

適用事業所に該当する建設業者で、保険加入している場合は健康保険の欄に「1」を、未加入の場合は「2」を、適用が除外される場合は「3」を記載してください。

事業所整理記号等には、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している場合は、事業所整理記号及び事業所番号を記載してください。

組合管掌健康保険に加入している場合、健康保険組合名を記載してください。

また、建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合は、健康保険欄に適用除外の「3」を記載してください。

保険加入の有無及び事業所整理記号等の記載方法（健康保険部分抜粋）

①全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
1			健康保険	00-チバ 1 2 3 4 5
			厚生年金保険	
			雇用保険	

②組合管掌健康保険に加入の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
1			健康保険	〇〇健康保険組合
			厚生年金保険	
			雇用保険	

③適用事業所だが保険未加入の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
2			健康保険	
			厚生年金保険	
			雇用保険	

④適用除外の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
3			健康保険	
			厚生年金保険	
			雇用保険	

⑤建設業に係る国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）に加入の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
3			健康保険	〇〇建設国民健康保険組合
			厚生年金保険	
			雇用保険	

※国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）と全国健康保険協会の両方に加入している事業所の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
1			健康保険	00-チバ 1 2 3 4 5
			厚生年金保険	
			雇用保険	

余白に国民健康保険組合名を記載してください。

Q47. 厚生年金保険の適用事業所及び様式第 20 号の 3 の記載方法について

A47. 法人または個人事業所で常時 5 人以上の従業員を使用する事業所については、厚生年金保険の適用事業所となり加入が必要となります。

適用事業所に該当する建設業者は、「厚生年金保険」の加入が必要となり、加入している場合は、厚生年金保険の欄に「1」を、未加入の場合は「2」を、適用が除外される場合には「3」を記載してください。

保険加入の有無及び事業所整理記号等の記載方法（厚生年金保険部分抜粋）

①厚生年金保険に加入の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	1		健康保険	
			厚生年金保険	00-チバ 1 2 3 4 5
			雇用保険	

②適用事業所だが保険未加入の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	2		健康保険	
			厚生年金保険	
			雇用保険	

③適用除外の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	3		健康保険	
			厚生年金保険	
			雇用保険	

Q48. 雇用保険の適用事業所及び様式第20号の3の記載方法について

A48. 雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、次に該当する場合には、原則として被保険者となります。

- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 31日以上の雇用見込みがあること

雇用保険に加入している場合は、雇用保険の欄に「1」を、未加入の場合は「2」を、適用が除外される場合には「3」を記載してください。

保険加入の有無及び事業所整理記号等の記載方法（雇用保険部分抜粋）

①雇用保険に加入の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		1	健康保険	
			厚生年金保険	
			雇用保険	1234567890101

②適用事業所だが保険未加入の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		2	健康保険	
			厚生年金保険	
			雇用保険	

③適用除外の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		3	健康保険	
			厚生年金保険	
			雇用保険	

参 考

雇用保険の適用除外について

- 法人の役員（取締役）について

株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。

ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有し、服務態様、賃金等の面から労働者的性格の強いものであって、雇用関係が認められる者に限り被保険者となります。

- ①代表取締役は被保険者になりません。
- ②監査役は原則として被保険者になりません。

- 合名会社、合資会社、合同会社の社員について

株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。

- 有限会社の取締役について

有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱います。



○事業主と同居している親族について

原則として被保険者となりません。

ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。

①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること

②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること

③事業主と利益を一にする地位（役員等）にないこと

※詳細については、ハローワークにお問い合わせ下さい。

Q49. 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料について、全てまたは一部が未納です。様式 20 号の 3 の保険加入の有無の欄は、どのように記載すればいいですか。

A49. 保険加入の有無の欄には、「1」と記載してください。

## (2) 健康保険等の加入状況の確認資料に関する事項

Q50. 健康保険、厚生年金の保険料について、口座振替で引き落とししています。確認資料は、どのような書類になりますか。

A50. 口座振替の場合、許可申請時直前の「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写しを添付してください。

Q51. 健康保険について、適用除外となる建設業に係る国民健康保険組合に加入しています。この場合、建設業に係る国民健康保険組合に加入していることがわかる確認資料は、必要ですか。

A51. 必要です。  
確認資料については、P49 を参照してください。

Q52. 雇用保険について、役員のみ事業所のため、雇用保険の加入義務がありません。この場合、様式 20 号の 3 の保険加入の有無の欄には、どのように記載すればいいですか。

A52. 保険加入の有無の欄には、「3」と記載してください。  
雇用保険の適用除外については、Q48（参考）を参照してください。

Q53. 雇用保険について、保険料を口座振替しています。

労働局から送られてくる「労働保険料等の口座振替納付のお知らせ」のハガキしかありません。確認資料は何が必要ですか。

A53. 「労働保険料等の口座振替納付のお知らせのハガキ」の写しを添付してください。

Q54. 雇用保険について、労働保険事務組合に事務処理を委託しています。  
この場合、確認資料は何が必要ですか。

A54. 労働保険事務組合が発行している雇用保険の領収書の写しを添付してください。

Q55. 労働保険の手続きを郵送又は銀行や郵便局から行ったため、申告書（労働保険概算  
・確定保険料申告書）の事業所控えに労働局の受付印がありません。  
この場合、確認資料は何が必要ですか。

A55. 申告した保険料の領収書の写しを添付してください。

Q56. 労働保険の手続きを郵送で行った際に、申告書（労働保険概算・確定保険料申告書）の  
事業所控えも一緒に送ってしまい申告書の控えがありません。  
確認資料はどうすればいいですか。

A56. 申告した保険料の領収書の写しを添付してください。

Q57. 労働保険の申告した保険料の領収書を紛失してしまいました。  
確認資料はどうすればいいですか。

A57. 労働局が発行している労働保険料納付証明書の写しを添付してください。

## 7. その他

### (1) 財産的基礎・財務諸表

Q58. 個人事業主の財務諸表で自己資本が 500 万円以上あることが確認できる場合でも、残高証明書を提出する必要はありますか（一般建設業の申請）。

A58. 個人事業開始時の開始貸借対照表で確認した場合には提出する必要がありますが、所得税の確定申告に基づく財務諸表（事業開始後最初の決算期以降）で確認した場合には提出不要です。

Q59. 休業していた会社が事業を再開し、再開後最初の決算期が未到来の場合、財務諸表はどのようなものを添付しますか。また、財産的基礎の確認資料は必要ですか（一般建設業の申請の場合）。

A59. 財務諸表は開始貸借対照表でよいものとします。ただし、開始貸借対照表で純資産が 500 万円以上あっても残高証明書等の確認資料は必要です。

Q60. 許可の申請や事業年度終了届に添付する財務諸表は、税務署の確定申告の際に作成した財務諸表をそのまま添付してもいいですか。

A60. 添付できません。  
建設業許可における財務諸表は、税務署に提出したものと勘定科目等が異なります。  
所定の様式の財務諸表を添付してください。

### (2) 納税証明書について

Q61. 法人で登記上の本店の所在地が他の都道府県にある場合で、主たる営業所が千葉県にあるため千葉県知事許可を取得したいのですが、納税証明書は本店の所在地の都道府県の法人事業税のものでよいのでしょうか。

A61. 県内の営業所所在地を管轄する県税事務所の納税証明書を提出する必要があります。営業所が複数の都道府県にある場合、法人事業税の申告をそれらの都道府県すべてで行う義務があります。

移転後最初の決算期が到来していない場合には、県税事務所に提出した、県内に事業所を開設した旨の『法人の設立等報告書』の写しを添付してください。

Q62. 提出していなかった決算の終了届（事業年度終了届）を、更新にあたって 5 年分まとめて提出するのですが、事業税の納税証明書が 3 年分しか取れません。どうすればよいでしょうか。

A62. 建設・不動産業課にご相談ください。（本来、事業年度終了届は事業年度終了後 4 ヶ月以内に提出すべきものであり、期限内に提出していればこのような問題は生じません。）

Q63. 所得税の確定申告を終え、4 月末までに事業年度の終了届を提出しようとしたが、個人事業税の納税証明書が前年度のものしか取得できません、どうすればよいでしょうか。

A63. 事業年度終了届の提出期限が事業年度終了後 4 ヶ月以内（個人事業主の場合は 4 月末まで）とされているのに対し、個人事業税の課税が 8 月上旬、第 1 期の納付期限が 8 月末、第 2 期の納付期限が 10 月末となっているためにこのようなことが起こります。

したがって、個人事業税の課税が行われる前に事業年度終了届を提出する場合に添付する納税証明書は、前年度のものを添付すればよいとしています。

### (3) 合併・分割について

Q64. 許可業者が合併をするが、合併後存続する会社が消滅する会社の許可を引き継ぐことはできますか。

A64. 許可の引継ぎはできません。

ただし、存続会社が合併前から保有している許可については、合併後に許可要件を失わない限り、引き続き保有することができます。消滅会社が保有し、存続会社が保有していなかった許可については、必要であれば新たに許可を取得することになります。詳しくは、建設・不動産課の担当にご相談ください。

※上記は吸収合併または吸収分割における承継会社のケースです。新設合併や会社分割における新設会社の場合は、会社の新設後に新たに許可を新規で取得することになります。

Q65. 合併後、できるだけ早く許可を取得したいのですが。

A65. 合併・分割に伴う許可申請手続については、できるだけ早く許可を取得できるよう、事前に建設・不動産課にご相談ください。

### (4) その他

Q66. 取締役の退任に関する変更の届出の際添付する登記事項証明書は、現在事項証明書でよいのか。

A66. 退任したことが分かる旨の登記事項証明書を求めているので、履歴全部証明書を添付してください。

なお、数年前の退任を届け出る場合や、退任と同時に有限会社から株式会社に組織変更を行っている場合などは、履歴事項証明書では取締役の退任が確認できませんので、退任が確認できる閉鎖事項証明書（閉鎖登記簿謄本）を添付していただくことになります。

Q67. 営業所の案内図、写真はどのようなものを提出すればいいですか。

A67.

- ・最寄駅等から営業所までの案内図は、住宅地図等を転用してもかまいません。
- ・写真の撮影日付に指定はありませんが、できるだけ最近撮影した営業所の現在の実態を確認できる写真を提出してください。
- ・写真は、建物の全景、営業所の入口、営業所の内部、建設業の許可票（許可換え新規や営業所の移転の場合）が必要です。
- ・鮮明であればデジタルカメラで撮影したものを印刷してもかまいません。
- ・看板・表札がない場合には、新たにそれらを作って撮影する必要はありません。